

九州建設機械器具リース業協会 会 則

平成20年6月改訂版

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は九州建設機械器具リース業協会と称し、事務局を福岡市内に置く。

(目 的)

第2条 本会は建設機械器具賃貸業を技術的、経済的、社会的に向上させ、公共の福祉はもとより業界及び関連業界の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 建設機械器具賃貸業に関する調査、研究並びに本部組織に対する協力及び相互情報交換
- (2) 機械類の相互貸与と経営の共同研究
- (3) 機械類の操作、整備技術等の研修
- (4) 会員相互の親睦と情報の交換
- (5) メーカーとの連絡協議
- (6) 業界に関する広報と関係方面への折衝
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

(県支部の設置)

第4条 本会は役員会の決定により、必要に応じて支部をおくことができる。支部を置く場所は、支部の運営等に関する規約を定め、役員会の承認を得なければならない。

第2章 会 員

(会員構成)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 正会員 九州において建設機械器具賃貸業を営む者
- (2) 賛助会員 メーカー及び商社等で本会の目的に賛同して入会した者

(会 費)

第6条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 本会に入会する者は、本社（九州以外に本社のある場合は九州を総括する支店等）の所属する支部を通じて入会申込書を提出し、役員会の承認を得なければならない。入会を承認された者は、当該支部に入会したものとみなす。

(退 会)

第8条 本会の会員は、その旨を会長に届け出て退会することができる。また、次の各号に該当するときは退会したものとす。

- (1) 廃業又は解散したとき
- (2) 会費を6ヶ月以上納入しないとき
- (3) 支部を退会したとき

(除 名)

第9条 会員は本会の名誉を毀損し、この会則に違反する行為のあったときは、役員会の決議により除名することができる。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の会費その他の抛出金は返還しない。

第3章 役 員

(役員構成と定数)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 24名以内とし、会長1名、副会長若干名を含む
- (2) 監事 2名

(役員選任)

第12条 理事は各県支部より推薦された正会員の中から総会決議を経て選任する。ただし、専務理事については会員以外から選任することができる。監事は正会員の中から総会において選ぶ。会長、副会長は理事の中から理事の互選による。理事と監事は兼任できない。

2. やむを得ない事情により急遽、補欠役員を選任せざるを得なくなった場合は、事後の総会におい

